

令和 5（2023）年度 地方公共団体における男女の給与の差異
特定事業主名：柏崎市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外	46.4%
全ての職員	51.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	90.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31～35年	89.7%
26～30年	92.5%
21～25年	89.4%
16～20年	83.5%
11～15年	89.8%
6～10年	86.8%
1～5年	82.0%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外には、非常勤職員と再任用職員と任期付職員が含まれている。

・非常勤職員は、男性7%・女性93%と女性が多く、女性非常勤職員には時給や月額の様々な職種の任用があるのに比べ、男性非常勤職員には他の非常勤職員よりも報酬が高い医師職が含まれている。

・扶養手当や住居手当は、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90%、住居手当の受給者に占める男性の割合は73%である。

・休日給及び夜間勤務手当は、男性の割合が高い消防職員に支給する場合が多く、休日給の受給者に占める男性の割合は85%、夜間勤務手当の受給者に占める男性の割合は94%である。